# 訪問リハビリテーション重要事項説明書

1 独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院附属訪問リハビリテーションの概要 (1)訪問リハビリを提供する事業者について

事業者名称	独立行政法人 地域医療機能推進機構			
	二本松病院附属訪問リハビリテーション			
所在地	福島県二本松市成田町1-553 訪問看護棟1階			
電話番号	0243-22-6266			
介護保険事業所番号	0711010660			
法人種別	独立行政法人 地域医療機能推進機構			
代表者名	理事長 山本 修一			

#### (2) 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤
管理者	医師	1名	
訪問リハビリ	医師	1名以上	
	理学療法士	1 名以上	
	作業療法士	1名以上	

#### 2 事業目的

理学療法士等が計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、必要なリハビリテーションを行うことを目的とします。

## 3 運営方針

訪問リハビリの実施にあたっては、安達医師会および医師会会員(以下、在宅主治医とする)との連携により運営する。更に関係の市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

- (1) 利用者が安全に安心して在宅療養が継続できるように他職種との連携を図ります。
- (2) 利用者・家族の思いを傾聴し、自己決定を尊重し、サービスを提供します。
- (3) 質の高い訪問リハビリのサービスを提供するため、職員の研修を継続して行います。
- (4)「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図ります。

#### 4 営業日時

営業日	月曜日~金曜日 午前9時00分~午後5時00分
休日	土・日・祝祭日・12月29日~1月3日

## 5 営業地域

通常の営業地域	二本松市	本宮市	大玉村	福島市松川町
---------	------	-----	-----	--------

## 6 サービス提供内容

- (1) 利用者に対して
  - 身体状況や病状の観察、健康管理
  - ・リハビリテーション指導・実施(拘縮予防・歩行訓練・呼吸リハビリなど)
  - ・在宅療養に関する相談助言
- (2)介護者に対して
  - ・介護方法の指導(褥創予防、リハビリの方法、食事指導)
  - ・室内環境整備、安全対策、感染症対策に対する対応方法など
  - 介護者の健康相談など

#### 7 介護保険による利用料金

## (1) 基本利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険自己負担割合に応じて、基本料金の1割~3割となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

訪問リハビリ費	20 分毎	自己負担分の料金(1割負担の場合)		
要介護		308円 (6回/週まで)		
要支援		298円		
		※開始月から12月越した場合、30円減算となります		

\*医師の診察は3ヵ月に一度受診をお願い致します。3ヵ月を超えた時は医師の指示によります。

# \*退院(所)日から3月以内は医師の指示に基づき、週12回まで訪問できます。

#### (2) 加算料金

訪問リハビリ費の加算	自己負担分の料金(1割負担の場合)
サービス提供体制強化加算 I	6円 1回の訪問リハビリ20分につき
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213円/月
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日
退院時共同指導加算	600円/回

#### (3) その他の料金

#### ①交通費

通常の訪問リハビリの実施地域(二本松市 本宮市 大玉村 福島市松川町)は不要としその他の地域は、通常の訪問リハビリ実施地域の境界から起算して1Kmあたり53円を負担していただきます。また、中山間地域の利用者に対しては、通常の利用料に5%を負担していただきます。

#### ②キャンセル料

キャンセルが必要になった場合は、至急、連絡をお願いします。(連絡先 0243-22-6266) なお、キャンセル料はかかりません。

#### (4)料金の支払方法

毎月20日(20日が土・日・祝日の場合は翌営業日)に、指定口座振替となり、領収書を発行します。

# 8 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

かかりつけの医師や看護師、ケースワーカーへ相談して下さい。 介護保険の認定を受けている方は、介護支援専門員へ相談して下さい。 ご不明な点がございましたら当事業所へ連絡下さい。

#### (2) サービスの終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了となります。

- ①利用者が亡くなられた場合
- ②利用者が施設へ入所した場合

#### 9 事故発生時・緊急時の対応方法

訪問リハビリ実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治 医に連絡し、その指示のもとに、適切な処置を行うこととします。主治医との連絡が困難な場合は、 独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院と連絡の上、緊急搬送等の必要な処置を講ずるもの とします。

## 10 苦情申し立て窓口

(1) 利用者相談窓口(受付時間:平日9:00~17:00)

リハビリテーション室

管理者 江井 洋 電話 0243-23-1231

## (2) その他

市町村の窓口	二本松市高齢福祉課介護保険係	0 2 4 3 - 5 5 - 5 1 1 5
(受付時間:平日8:30~17:15)	福島市介護保険課	0 2 4 - 5 2 5 - 6 5 5 1
	大玉村健康福祉課高齢福祉係	0 2 4 3 - 2 4 - 8 1 1 6
	本宮市高齢福祉課介護保険係	0 2 4 3 - 2 4 - 5 2 0 3
福島県国民健康保険団体連合	介護福祉課介護保険係	0 2 4 - 5 2 3 - 2 8 7 1
(受付時間:平日9:00~16:00)		

## 11 虐待防止について

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じています。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士等その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、理学療法士等その他の事業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施します。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

# 12 ハラスメント行為について

利用者または家族から以下のような行為があり、ハラスメント行為とみなされる場合は契約を解除いたします。

(1) 身体的暴力

物を投げる、刃物をむける、サービス利用中の喫煙等

(2) 精神的暴力

怒鳴る、特定の職員への嫌がらせ、性的な言動等

(3) その他

個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等

#### 13 リハビリ学生の実習受け入れについて

当事業所は、リハビリ学生の実習受け入れ施設として協力をしています。学生の実習は以下の 基本的な考えで臨むこととしており、教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。 なお、同行訪問する際には事前に連絡します。

- (1) 学生がリハビリを行う場合、事前に十分かつ解かりやすい説明を行い、利用者または利用者の家族の同意を得て行います。
- (2) 学生がリハビリを行う場合、安全性の確保を最優先とし事前に理学療法士や作業療法士の助言・指導を行います。
- (3) 利用者及び利用者の家族は、学生の実習に関する意見や質問がある場合は、同行の療法士に直接尋ねることができます。
- (4) 利用者及び利用者の家族は、学生の同行訪問に同意後も学生が行うリハビリに対して無条件 に拒否できます。また、拒否したことを理由に訪問リハビリ上の不利益な扱いとなることはあ りません。
- (5) 学生は、実習を通して知り得た利用者及び家族の方々に関する情報について、他者に漏らす ことのないようプライバシーの保護に留意します。

#### 14 その他

- (1) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。 原則として、担当者の選定はできません。
- (2) あらかじめ計画されたサービス曜日・時間は、利用者及び事業所の都合により変更または中止をする場合があります。その場合は、双方ともできるだけ早く連絡をすることとします。
- (3) あらかじめ計画された時間は、交通事情により遅れる場合があります。
- (4) 利用者及び利用者の家族からの心遣い、訪問時の飲食などのもてなしは辞退します。
- (5) 災害時は、利用者の承諾なく訪問の変更、または中止をする場合があります。
- (6) ペットをリードにつなぐ、ゲージや居室以外の部屋で保護する等の協力をお願いします。

当事者は、訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

サービス事業者

所在地 福島県二本松市成田町1-553

名称 独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院附属訪問リハビリテーション 説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

利用者の家族 住所または、代理人

氏名

(続柄 )

- この説明書は平成27年10月1日から施行する。
- この説明書は平成28年11月1日改訂する。
- この説明書は平成30年5月1日改訂する。
- この説明書は平成31年4月1日改訂する。
- この説明書は令和元年10月1日改訂する。
- この説明書は令和3年4月1日改訂する。
- この説明書は令和4年4月1日改訂する。
- この説明書は令和5年12月1日改訂する。
- この説明書は令和6年4月1日改訂する。
- この説明書は令和6年6月1日改訂する。
- この説明書は令和7年4月1日改訂する。